



発行 東京都

目次

83

規則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……(都民安全推進本部総合推進部総務課)……一
- 東京都公報発行規則等の一部を改正する規則……(総務局総務部文書課)……二
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……(総務局人事部職員支援課)……二
- 職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……(総務局人事部制度企画課)……三
- 東京都政務活動費の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則……(財務局経理部総務課)……三
- 知事が行う情報公開事務に関する規則等の一部を改正する規則……(生活文化局総務部総務課)……三
- 東京都都市再開発事業財務規則等の一部を改正する規則……(都市整備局総務部総務課)……四
- 東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則……(住宅政策本部住宅企画部総務課)……五
- 温泉法施行細則等の一部を改正する規則……(環境局総務部総務課)……六
- 東京都り災者生業資金貸付規則等の一部を改正する規則……(福祉保健局総務部総務課)……六
- 東京都病院事業財務規則等の一部を改正する規則……(病院経営本部経営企画部総務課)……九
- 東京都しごとセンター条例施行規則等の一部を改正する規則……

訓令

- 東京都中央卸売市場財務規則等の一部を改正する規則……(産業労働局総務部総務課)……一〇
- 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則等の一部を改正する規則……(中央卸売市場管理部総務課)……二
- 東京都臨海地域開発事業財務規則等の一部を改正する規則……(建設局総務部総務課)……二
- 東京都会計事務規則等の一部を改正する規則……(港湾局総務部総務課)……三
- 東京消防庁消防職員委員会規則等の一部を改正する規則……(会計管理局管理部総務課)……三
- 東京都印刷物取扱規程の一部改正……(東京消防庁企画調整部企画課)……三
- 東京都令規集取扱規程の一部改正……(総務局総務部文書課)……三
- 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程等の一部改正……(同)……三
- 研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程等の一部改正……(同)……四
- 職員の職務発明等に関する規程等の一部改正……(財務局経理部総務課)……四
- 東京都監察医務規程の一部改正……(福祉保健局総務部総務課)……四

規則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。  
令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十一号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

- 第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「**ロ**」を「**イ**」に改める。
- 一 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則(平成十六年東京都規則第九十八号)
- 二 東京都データクラブ営業等の規制に関する条例第三章の規定に基づく証明書、様

式、手続等を定める規則（平成九年東京都規則第四百号）

第二条 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例施行規則（平成二十五年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都公報発行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十二号

東京都公報発行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- 一 東京都公報発行規則（昭和五十一年東京都規則第七十七号）
- 二 東京都庁内管理規則（昭和四十五年東京都規則第九十二号）
- 三 災害救助法施行細則（昭和三十八年東京都規則第三十六号）
- 四 東京都災害救助基金による給与品の事前購入の手続等に関する規則（昭和四十年東京都規則第二百九号）
- 五 東京都文書管理規則（平成十一年東京都規則第二百三十七号）
- 六 東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第五百十八号）
- 七 東京都統計調査条例施行規則（平成二年東京都規則第二百十三号）
- 八 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しの閲覧に関する規則（平成十一年東京都規則第五十六号）
- 九 行政書士法施行細則（昭和二十六年東京都規則第六十一号）

十 東京都人権プラザ条例施行規則（平成十三年東京都規則第二百四十七号）

十一 東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）

十二 職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十一年東京都規則第一百十六号）

十三 東京都恩給給与規則（昭和二十四年東京都規則第十号）

十四 雇傭員の退職年金及び退職一時金等給与規則（昭和三十年東京都規則第四号）

十五 東京都職員住宅管理規則（平成三年東京都規則第七号）

十六 東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第八十三号）

十七 東京都非常勤職員の公務災害等に伴う福祉事業の実施に関する規則（昭和五十年東京都規則第二百二十九号）

十八 昭和四十二年十一月三十日以前に発生した公務災害に係る援護施設の実施に関する規則（昭和五十一年東京都規則第八十八号）

十九 東京都区市町村振興基金条例施行規則（昭和四十四年東京都規則第二十二号）

附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十三号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）

二 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）

三 職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成二十六年東京都規則第百八十八号）

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十四号

職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~口ホ~~」を「~~口ホ~~」に改める。

一 職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）

二 職員の期末手当に関する規則（昭和四十三年東京都規則第百二十号）

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都政務活動費の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十五号

東京都政務活動費の交付に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~口ホ~~」を「~~口ホ~~」に改める。

一 東京都政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第六十三号）

二 東京都予算事務規則（昭和四十年東京都規則第八十三号）

三 東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第百二十五号）

四 東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第百三十号）

五 東京都公有財産規則（昭和三十九年東京都規則第九十三号）

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

知事が行う情報公開事務に関する規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十六号

知事が行う情報公開事務に関する規則等の一部を改正する規則

第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「~~口ホ~~」を「~~口ホ~~」に改める。

一 知事が行う情報公開事務に関する規則（平成十一年東京都規則第百三十号）

二 東京都個人情報保護に関する条例施行規則（平成三年東京都規則第二十一号）

三 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成三年東京都規則第二十二号）

四 東京都特定個人情報の保護に関する条例施行規則（平成二十七年東京都規則第百九十一号）

五 知事が保有する特定個人情報の保護等に関する規則（平成二十七年東京都規則第

百九十七号)

六 知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則(平成二十年東京都規則第二百二十号)

七 東京ウイメンズプラザ条例施行規則(平成七年東京都規則第二百二十六号)

八 東京都公衆浴場設備資金利子補助規則(昭和四十五年東京都規則第二百三十号)

九 東京都消費生活条例施行規則(平成六年東京都規則第二百五号)

十 東京都計量受託検査条例施行規則(昭和五十三年東京都規則第八十四号)

十一 東京都江戸東京博物館条例施行規則(平成五年東京都規則第二十一号)

十二 東京都美術館条例施行規則(平成十四年東京都規則第九号)

十三 東京都現代美術館条例施行規則(平成十四年東京都規則第一百十号)

十四 東京都写真美術館条例施行規則(平成二年東京都規則第九十六号)

十五 東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則(平成十四年東京都規則第一百十二号)

第二条 特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「日本工業規格」を「日本産産規格」に改める。

附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都都市再開発事業財務規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二十七号

東京都都市再開発事業財務規則等の一部を改正する規則

第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「日本工業規格」を「日本産産規格」に改める。

一 東京都都市再開発事業財務規則(平成十四年東京都規則第二百二十六号)

二 東京のしゃれた街並みづくり推進条例施行規則(平成十五年東京都規則第九十五号)

三 東京都大深度地下の使用の認可に関する登録簿閲覧所閲覧規則(平成十三年東京都規則第九十四号)

四 東京都都市計画の提案に関する規則(平成十五年東京都規則第七十七号)

五 都市計画法に規定する開発行為等の規制に係る施行細則(昭和四十五年東京都規則第五百十三号)

六 東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第九十四号)

七 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例施行規則(平成二十三年東京都規則第二十二号)

八 東京都建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則(平成九年東京都規則第一号)

九 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成十年東京都規則第九十五号)

十 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則(昭和四十九年東京都規則第五十九号)

十一 租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務施行細則(昭和四十九年東京都規則第六十号)

十二 都市再開発法の規定に基づく再開発事業計画の認定事務施行細則(平成十一年東京都規則第二十一号)

十三 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和五十三年東京都規則第五百十九号)

十四 東京都建築士法施行細則(昭和二十五年東京都規則第二百一十号)

十五 東京都建設業法施行細則(昭和三十一年東京都規則第一百四十四号)

十六 東京都解体工事業に係る登録等に関する規則(平成十三年東京都規則第七十五号)

十七 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第六十五号）

十八 東京都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第五十三号）

十九 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に係る特例措置に関する事務施行細則（平成二十五年東京都規則第八十四号）

二十 東京都密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行細則（平成十一年東京都規則第五十九号）

二十一 東京都宅地造成等規制法施行細則（昭和三十七年東京都規則第五十四号）

二十二 東京都駐車場条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第一号）

第二條 次に掲げる東京都規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

一 東京都屋外広告物条例施行規則（昭和三十二年東京都規則第二百二十三号）

二 東京都景観条例施行規則（平成十九年東京都規則第四十五号）

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日  
東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十八号

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

一 東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第七十二号）

二 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）

三 地震、こう水、暴風雨等による被災者に対する住宅の建設及び補修並びにがけの整備に要する資金の貸付に関する条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第三百一十一号）

四 東京都営住宅条例施行規則（平成十年東京都規則第二十五号）

五 東京都福祉住宅条例施行規則（昭和三十五年東京都規則第八十六号）

六 東京都引揚者住宅条例施行細則（昭和二十六年東京都規則第五十七号）

七 東京都小笠原住宅条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第八十九号）

八 東京都地域特別賃貸住宅条例施行規則（昭和六十三年東京都規則第四百十三号）

九 東京都特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成五年東京都規則第四百七十七号）

十 東京都宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年東京都規則第四十七号）

十一 東京における住宅の賃貸借に係る紛争の防止に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十二号）

十二 東京都積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十六年東京都規則第二百六十八号）

十三 東京都不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（平成八年東京都規則第三百三十五号）

十四 東京都不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十年東京都規則第二十五号）

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

温泉法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十九号

温泉法施行細則等の一部を改正する規則

第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

一 温泉法施行細則(平成八年東京都規則第六十八号)

二 東京都廃棄物規則(平成五年東京都規則第十四号)

三 東京都浄化槽の保守点検等に関する規則(昭和六十年東京都規則第五百二十二号)

四 東京都林地開発許可手続に関する規則(平成十二年東京都規則第二百五十六号)

五 東京都都民の森条例施行規則(平成二年東京都規則第九十八号)

六 東京都自動車排出ガス試験等手数料条例施行規則(平成十一年東京都規則第三百一十一号)

七 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十一年東京都規則第二百二十六号)

八 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成三十一年東京都規則第四十三号)

九 東京における自然の保護と回復に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十九号)

十 東京都自然公園条例施行規則(平成十四年東京都規則第二百二十七号)

十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年東京都規則第八十二号)

十二 東京都環境影響評価条例施行規則(昭和五十六年東京都規則第三百三十四号)

十三 東京都環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則(平成三十一年東京都規則第七十四号)

十四 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第五項の規定による届出に

関する規則(平成十一年東京都規則第三十六号)

十五 東京都環境影響評価条例の一部を改正する条例附則第七項の規定による届出に

関する規則(平成十四年東京都規則第二百七十八号)

十六 東京都火薬類取締法施行細則(昭和三十六年東京都規則第六十五号)

第二条 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則(平成十三年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。  
「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に、  
「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

附則

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都り災者生業資金貸付規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第三十号

東京都り災者生業資金貸付規則等の一部を改正する規則

第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「~~日本工業規格~~」を「~~日本産業規格~~」に改める。

一 東京都り災者生業資金貸付規則(昭和二十九年東京都規則第一百十八号)

二 社会福祉法施行細則(昭和二十七年東京都規則第九号)

三 生活保護法施行細則(昭和四十二年東京都規則第五十三号)

四 東京都行旅病人、行旅死亡人等の救護または取扱費用の弁償に関する規則(昭和三十六年東京都規則第八十九号)

五 老人福祉法施行細則(平成五年東京都規則第三十号)

六 児童福祉法施行細則(昭和四十一年東京都規則第六十九号)

七 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第二百二十二号)

八 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成十三年東京都規則第九十六号)

- 九 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第四百十六号）
- 十 東京都児童福祉施設条例施行規則（平成十五年東京都規則第三十号）
- 十一 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行細則（昭和五十年東京都規則第二百十五号）
- 十二 東京都母子及び父子福祉資金貸付規則（昭和三十九年東京都規則第三百二十号）
- 十三 東京都女性相談センター条例施行規則（昭和五十二年東京都規則第四十七号）
- 十四 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）
- 十五 身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号）
- 十六 東京都身体障害者手帳に関する規則（平成十二年東京都規則第二百十五号）
- 十七 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成十八年東京都規則第十二号）
- 十八 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例施行規則（平成三十年東京都規則第二百二号）
- 十九 指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）
- 二十 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）
- 二十一 東京都障害者福祉社会館条例施行規則（昭和五十年東京都規則第三百三十九号）
- 二十二 東京都障害者支援施設等に関する条例施行規則（平成二十二年東京都規則第四百十五号）
- 二十三 東京都重度心身障害者手当条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第四百四十一号）
- 二十四 東京都心身障害者扶養年金条例施行規則を廃止する規則（平成十九年東京都規則第九号）
- 二十五 東京都心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成二十年東京都規則第六号）

- 二十六 心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十九年東京都規則第一百三十三号）
- 二十七 知的障害者福祉法施行細則（昭和三十六年東京都規則第八十号）
- 二十八 東京都国民健康保険給付費等交付金条例施行規則（平成三十年東京都規則第六十九号）
- 二十九 東京都国民健康保険事業費納付金条例施行規則（平成三十年東京都規則第七十号）
- 三十 東京都国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（平成三十年東京都規則第七十一号）
- 三十一 東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則（平成二十年東京都規則第三十八号）
- 三十二 東京都介護保険財政安定化基金運営規則（平成十二年東京都規則第一百十二号）
- 三十三 東京都介護保険財政安定化基金の平成十二年度から平成十四年度までの基金事業貸付金の償還方法の特例に関する規則（平成十五年東京都規則第三十七号）
- 三十四 保健所使用条例施行規則（昭和二十一年東京都規則第三十七号）
- 三十五 東京都健康安全研究センター関係手数料条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第九十八号）
- 三十六 母体保護法施行細則（昭和二十七年東京都規則第六十八号）
- 三十七 母子保健法施行細則（昭和六十二年東京都規則第六十一号）
- 三十八 東京都在宅重症心身障害児（者）に対する訪問事業の実施に関する規則（平成十二年東京都規則第九十二号）
- 三十九 東京都在宅医療的ケア児に対する訪問事業の実施に関する規則（平成二十九年東京都規則第六十八号）
- 四十 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則（昭和四十七年東京都規則第二百五十七号）
- 四十一 東京都光化学スモッグの影響によると思われる健康障害者に対する医療費の助成に関する規則（平成十二年東京都規則第九十三号）

- 四十二 難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年東京都規則第九十四号)
- 四十三 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則(平成十二年東京都規則第九十四号)
- 四十四 東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則の一部を改正する規則(平成二十六年東京都規則第二百号)
- 四十五 東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則(平成十六年東京都規則第二百二十四号)
- 四十六 興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第五十六号)
- 四十七 旅館業法施行細則(昭和三十二年東京都規則第二百二十二号)
- 四十八 公衆浴場法施行細則(昭和三十九年東京都規則第二百五十三号)
- 四十九 理容師法施行細則(昭和三十二年東京都規則第五十六号)
- 五十 美容師法施行細則(昭和三十二年東京都規則第五十七号)
- 五十一 クリーニング業法施行細則(昭和五十年東京都規則第八十一号)
- 五十二 温泉法施行細則(平成八年東京都規則第六十八号)
- 五十三 プール等取締条例施行規則(昭和五十年東京都規則第七十八号)
- 五十四 水道法施行細則(平成十六年東京都規則第二百二号)
- 五十五 東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例施行規則(平成十四年東京都規則第二百九十三号)
- 五十六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(平成十二年東京都規則第八十五号)
- 五十七 東京都簡易水道事業等助成規則(昭和三十二年東京都規則第四百十一号)
- 五十八 墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例施行規則(昭和六十年東京都規則第十七号)
- 五十九 東京都食品安全条例施行規則(平成十六年東京都規則第七十七号)
- 六十 食品衛生法施行細則(昭和二十三年東京都規則第三百十号)
- 六十一 食品製造業等取締条例施行規則(昭和二十八年東京都規則第八十三号)

- 六十二 食品表示法施行細則(平成二十七年東京都規則第二百六十六号)
- 六十三 調理師法施行細則(昭和三十四年東京都規則第三十四号)
- 六十四 東京都ふぐの取扱い規制条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第二百二十三号)
- 六十五 健康増進法施行細則(平成十五年東京都規則第五百五十三号)
- 六十六 栄養士法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十八号)
- 六十七 製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年東京都規則第七十二号)
- 六十八 医療法施行細則(昭和三十二年東京都規則第四十号)
- 六十九 歯科技工士法施行細則(昭和三十二年東京都規則第四十六号)
- 七十 東京都立心身障害者口腔保健センター条例施行規則(昭和五十九年東京都規則第一百一十号)
- 七十一 診療放射線技師法施行細則(昭和四十四年東京都規則第二号)
- 七十二 臨床検査技師等に関する法律施行細則(昭和四十五年東京都規則第二百五十一号)
- 七十三 東京都地域医療医師奨学金貸与条例施行規則(平成二十年東京都規則第六十八号)
- 七十四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行細則(平成七年東京都規則第七十三号)
- 七十五 東京都原子爆弾被爆者等の援護に関する条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百三十一号)
- 七十六 保健師助産師看護師法施行細則(昭和二十七年東京都規則第三十二号)
- 七十七 東京都立看護専門学校学則(昭和四十六年東京都規則第七十三号)
- 七十八 東京都看護師等修学資金貸与条例施行規則(昭和六十一年東京都規則第一百六号)
- 七十九 救急病院等の申出に関する規則(昭和三十九年東京都規則第二百八十八号)
- 八十 東京都リハビリテーション病院条例施行規則(平成二年東京都規則第百号)
- 八十一 東京都立療育医療センター条例施行規則(昭和六十年東京都規則第一百十一号)



八十二 東京都立多摩療育園条例施行規則 (昭和三十七年東京都規則第九号)

八十三 東京都立重症重度心身障害児者施設条例施行規則 (平成四年東京都規則第九十一号)

八十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和四十年東京都規則第二百四号)

八十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則 (平成十八年東京都規則第二百七十二号)

八十六 精神障害者社会適応訓練事業の実施に関する規則 (平成十二年東京都規則第二百三十四号)

八十七 東京都精神障害者都営交通乗車証条例施行規則 (平成十二年東京都規則第三百六十六号)

八十八 東京都立総合精神保健福祉センター及び東京都立精神保健福祉センター条例施行規則 (昭和六十年東京都規則第四十六号)

八十九 東京都立総合精神保健福祉センターの利用に係る賄費に関する規則 (昭和四十七年東京都規則第二百四十三号)

九十 東京都在宅難病患者一時入院事業の実施に関する規則 (平成十二年東京都規則第九十五号)

九十一 東京都在宅難病患者医療機器貸与事業の実施に関する規則 (平成十二年東京都規則第九十六号)

九十二 東京都在宅人工呼吸器使用難病患者に対する訪問看護事業の実施等に関する規則 (平成十二年東京都規則第九十七号)

九十三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則 (平成十一年東京都規則第一百十二号)

九十四 らい予防法の廃止に関する法律第六条に規定する援護に関する規則 (平成八年東京都規則第二百三十一号)

九十五 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 (昭和三十六年東京都規則第七十六号)

九十六 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則 (平成十七年東京都規則第五十

九号)

九十七 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則 (昭和五十三年東京都規則第一百十号)

九十八 毒物及び劇物取締法施行細則 (昭和四十年東京都規則第三百三十九号)

九十九 毒物劇物取扱者試験規則 (昭和二十六年東京都規則第二十三号)

百 覚せい剤取締法施行細則 (昭和四十七年東京都規則第五十六号)

百一 東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則 (平成十八年東京都規則第五号)

百二 狂犬病予防法施行細則 (昭和四十三年東京都規則第八十四号)

百三 と畜場法施行細則 (昭和二十九年東京都規則第二十二号)

百四 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則 (平成三年東京都規則第三百三十六号)

百五 化製場等の構造設備の基準等に関する条例施行規則 (昭和五十九年東京都規則第五百五十七号)

百六 動物質原料の運搬等に関する条例施行規則 (昭和三十三年東京都規則第一百七号)

第二条 東京都福祉のまちづくり条例施行規則 (平成八年東京都規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則  
1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。  
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式 (この規則により改正されるものに限る。) による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都病院事業財務規則等の一部を改正する規則を公布する。  
令和元年六月二十八日

●東京都規則第三十一号

東京都知事 小池 百合子

東京都病院事業財務規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「ロ」を「イ」に改める。

一 東京都病院事業財務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十三号）

二 東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）

附 則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都しごとセンター条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十二号

東京都しごとセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「ロ」を「イ」に改める。

一 東京都しごとセンター条例施行規則（平成八年東京都規則第三百十号）

二 東京都立職業能力開発センター条例施行規則（昭和四十六年東京都規則第五十七号）

三 東京都職場適応訓練の実施に関する規則（昭和三十八年東京都規則第三百三十一号）

四 東京都職業訓練手当支給規則（昭和五十年東京都規則第七十五号）

五 東京都公共職業訓練に係る障害者等訓練修了者雇入奨励金支給規則（平成二十一年東京都規則第八十九号）

六 東京都農林水産業協同組合検査規則（昭和五十六年東京都規則第九十三号）

七 東京都農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年東京都規則第七十一号）

八 東京都農業関係試験等手数料条例施行規則（平成十七年東京都規則第六十一号）

九 農地法施行細則（昭和二十八年東京都規則第九十八号）

十 農薬取締法施行細則（平成十二年東京都規則第二百四十七号）

十一 東京都農業共済組合等検査規則（平成十二年東京都規則第三百五十一号）

十二 家畜伝染病のまん延防止に関する規則（平成四年東京都規則第九十九号）

十三 東京都家畜保健衛生所における検査等手続規則（昭和二十四年東京都規則第二百五号）

十四 家畜改良増殖法施行細則（昭和二十六年東京都規則第九十七号）

十五 養鶏振興法施行細則（昭和三十六年東京都規則第六十四号）

十六 養蜂振興法施行細則（平成十二年東京都規則第四十号）

十七 東京都飼料検定条例施行規則（昭和五十一年東京都規則第二百一十号）

十八 家畜商法施行細則（昭和三十八年東京都規則第二十九号）

十九 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行細則（平成十三年東京都規則第二百二十三号）

二十 獣医療法施行細則（平成十二年東京都規則第二百四十九号）

二十一 東京都動物用生物学的製剤に係る使用許可手続に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十号）

二十二 東京都動物用医薬品及び再生医療等製品の販売業並びに動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業に係る申請手続等に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十一号）

二十三 東京都保安林の指定及び解除等に関する規則（平成十二年東京都規則第二百五十五号）

二十四 東京都林業種苗法施行細則（昭和四十五年東京都規則第二百五十二号）

二十五 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成十年東京都規則第二百八十一号）

二十六 東京都沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年東京都規則第四百四十五号）

二十七 東京都漁船法施行細則（昭和二十六年東京都規則第一百四十四号）

二十八 遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年東京都規則第五十五号）

二十九 東京都立皮革技術センター条例施行規則（昭和五十八年東京都規則第二十五号）

号)

- 三十 東京都立食品技術センター条例施行規則(平成二年東京都規則第百十八号)
- 三十一 東京都立産業貿易センター条例施行規則(昭和五十八年東京都規則第八十号)
- 三十二 白鬚地区共同利用工場施設の貸付けに関する規則(昭和五十三年東京都規則第百十二号)
- 三十三 東京都中小企業高度化資金貸付規則(昭和四十六年東京都規則第百三十四号)
- 三十四 東京都貸金業法施行細則(昭和五十八年東京都規則第百四十六号)
- 三十五 東京信用保証協会検査規則(昭和三十年東京都規則第七十八号)
- 三十六 通訳案内士法施行細則(昭和五十八年東京都規則第百六十九号)
- 三十七 旅行業法施行細則(昭和二十八年東京都規則第九十二号)

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都中央卸売市場財務規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十三号

東京都中央卸売市場財務規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~口ホ~~」を「~~口ホ~~」に改める。

- 一 東京都中央卸売市場財務規則(昭和三十九年東京都規則第百二十二号)
- 二 東京都立芝浦屠場条例施行規則(昭和三十九年東京都規則第七十九号)
- 三 東京都中央卸売市場条例施行規則(昭和四十六年東京都規則第百七十三号)
- 四 東京都地方卸売市場条例施行規則(昭和四十六年東京都規則第百七十四号)

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十四号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~口ホ~~」を「~~口ホ~~」に改める。

- 一 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則(昭和四十八年東京都規則第六十四号)
- 二 公共事業の施行に伴う代替地の売払に関する規則(昭和三十九年東京都規則第百七十九号)
- 三 東京都道路路占用規則(昭和五十二年東京都規則第百三十二号)
- 四 河川溢水による浸水のおそれのある地域の住民に対する盛土資金の貸付けに関する規則(昭和四十七年東京都規則第五十号)
- 五 東京都砂防指定地等管理条例施行規則(平成十五年東京都規則第六十二号)
- 六 東京都河川流水占用料等徴収条例施行規則(平成十八年東京都規則第五十五号)
- 七 東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例施行規則(平成十四年東京都規則第百八十三号)
- 八 東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)
- 九 東京都霊園条例施行規則(平成五年東京都規則第九十九号)
- 十 東京都葬儀所条例施行規則(昭和二十一年東京都規則第四十七号)

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、

なお使用することができる。

東京都臨海地域開発事業財務規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十五号

東京都臨海地域開発事業財務規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

- 一 東京都臨海地域開発事業財務規則（昭和三十九年東京都規則第二百二十四号）
- 二 東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第四百四号）
- 三 東京都入港料条例施行規則（昭和五十一年東京都規則第九十九号）
- 四 東京都港湾環境整備負担金条例施行規則（昭和五十五年東京都規則第三十七号）
- 五 東京都の管理する港湾の港湾区域及び港湾隣接地域における工事等の規制に関する規則（昭和三十七年東京都規則第八十一号）
- 六 東京都海岸法施行細則（昭和三十九年東京都規則第二百九十三号）
- 七 東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）
- 八 東京都漁港管理条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三十八号）
- 九 東京都漁港漁場整備法施行細則（昭和四十八年東京都規則第九十四号）
- 十 東京都営空港条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第七十六号）

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都会計事務規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十六号

東京都会計事務規則等の一部を改正する規則

次に掲げる東京都規則の規定中「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

- 一 東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）
- 二 東京都特別企業出納員事務取扱規則（昭和三十九年東京都規則第八十七号）
- 三 東京都物品管理規則（昭和三十九年東京都規則第九十号）

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁消防職員委員会規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十七号

東京消防庁消防職員委員会規則等の一部を改正する規則

第一条 次に掲げる東京都規則の規定中「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」を「~~〇〇〇〇〇〇〇〇~~」に改める。

- 一 東京消防庁消防職員委員会規則（平成八年東京都規則第二百五十四号）
- 二 東京都危険物の規制に関する規則（昭和三十五年東京都規則第六十三号）
- 三 特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例施行規則（昭和三十九年東京都規則第九十五号）
- 四 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第三百三十三号）
- 五 救急業務等に関する条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十九号）

第二条 火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。  
「工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項」を「産業標準

化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項」を「産業標準

化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓令

●東京都訓令第三号

東京都印刷物取扱規程(昭和二十八年東京都訓令甲第五十五号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都印刷物取扱規程の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第四号

庁 中 一 般  
支 庁

東京都令規集取扱規程(昭和五十一年東京都訓令第七十三号)等の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 東京都令規集取扱規程
- 二 東京都統計調査調整規程(昭和四十七年東京都訓令甲第八号)

附則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都訓令の様式(この訓令により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第五号

職員の兼業許可等に関する事務取扱規程(昭和四十六年東京都訓令甲第六十九号)等の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 職員の兼業許可等に関する事務取扱規程
- 二 東京都職員服務規程(昭和四十七年東京都訓令第二百二十二号)
- 三 東京都服務監察規程(昭和四十七年東京都訓令第六十三号)

庁 中 一 般  
支 庁  
事 業 所  
収用委員会事務局  
労働委員会事務局

- 四 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成七年東京都訓令第五号）
- 五 職員の育児休業等に関する規程（平成四年東京都訓令第三百三十四号）
- 六 職員の旅費支給規程（昭和四十八年東京都訓令第九十一号）
- 七 通勤手当支給規程（昭和三十三年東京都訓令第五十三号）
- 八 東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程（昭和六十一年東京都訓令第五十八号）
- 九 東京都職員に対する平成二十二年度等における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程（平成二十二年東京都訓令第四十一号）
- 十 東京都職員に対する平成二十三年度における子ども手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程（平成二十三年東京都訓令第二十号）

附則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都訓令の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第六号

次に掲げる東京都訓令の規定中「**日本労働基準法**」を「**日本産業労働法**」に改める。

一 研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程（平成十二年東京都訓令第七十六号）等の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 小 | 産 | 福 | 環 | 総 |
| 笠 | 業 | 社 | 境 | 務 |
| 原 | 労 | 保 | 境 | 局 |
| 支 | 働 | 健 | 局 | 局 |
| 庁 | 局 | 局 | 局 | 局 |

一 研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程

二 研究職員の株式会社等の監査役との兼業許可等に関する事務取扱規程（平成十二年東京都訓令第七十七号）

附則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都訓令の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都訓令第七号

次に掲げる東京都訓令の規定中「**日本労働基準法**」を「**日本産業労働法**」に改める。

一 職員の職務発明等に関する規程（平成八年東京都訓令第二号）

二 東京都工事施行規程（昭和四十六年東京都訓令第十五号）

附則

1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都訓令の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 支 | 行 | 中 | 一 | 般 |
| 業 | 所 | 所 | 所 | 所 |

●東京都訓令第八号

次に掲げる東京都訓令の規定中「**日本労働基準法**」を「**日本産業労働法**」に改める。

一 研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程

東京都知事 小 池 百合子

|   |   |
|---|---|
| 福 | 総 |
| 社 | 務 |
| 保 | 局 |
| 健 | 局 |
| 局 | 局 |

東京都監察医務規程（昭和二十五年東京都訓令甲第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都監察医務規程の様式（この訓令により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
 電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価

本号  
 一箇月 五〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七號  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

